

2 療育手帳の障がい程度について

区 分	内 容
A 判定（重度）	<p>知能指数がおおむね 35 以下で、日常生活に常時介護を要し、下記のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 食事・着脱衣・排便及び洗面など日常生活に介護を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である方</p> <p>(2) 頻繁なてんかん様発作または失禁・異食・寡動その他の問題行動を有し監護を必要とする方</p> <p>(3) 盲・ろうあ、または肢体不自由を有する方であって知能指数がおおむね 50 以下である方</p>
B 判定（中・軽度）	上記以外の知的障がいの方

※障がい程度は日常生活、社会生活などの能力を総合的に判断するため、知能指数だけでは一概に区分できません。

※判定は北海道心身障害者総合相談所又は函館児童相談所にて行います。

3 精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（1 級）

障がい 等 級	障がいの状態	
	精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がい（活動制限）の状態
1 級 （精神障 がいであ って、日 常生活の 用を弁ず ることを 不能なら しめる程 度 の も の）	<p>1 統合失調症によるものであっては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの</p> <p>2 気分（感情）障がいによるものにあつては、高度の気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの</p> <p>3 非定型精神病によるものであっては、残遺状態又は病状が前記 1. 2 に準じるもの</p> <p>4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状が高度であるもの</p> <p>5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状が高度なもの</p> <p>6 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、そのうちひとつ以上が高度なもの</p> <p>7 発達障がいによるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状が高度のもの</p> <p>8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の 1～7 に準ずるもの</p>	<p>1 調和のとれた適切な食事摂取ができない。</p> <p>2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持ができない。</p> <p>3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物ができない。</p> <p>4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことができない。</p> <p>5 家族や知人・近隣等の適切な意思伝達ができない。協調的な対人関係を作れない。</p> <p>6 身の安全を保持したり、危機的状況に適切に対応できない。</p> <p>7 社会的手続きをしたり、一般の公共施設を利用することができない。</p> <p>8 社会情勢や趣味・娯楽に関心がなく、文化的社会的活動に参加できない。</p> <p>（上記 1～8 のうちいくつかに該当するもの）</p>

精神障害者保健福祉手帳障がい等級判定基準（2～3級）

障がい等級	障がいの状態	
	精神疾患（機能障がい）の状態	能力障がいの状態
2級 （精神障がいであって、日常生活が著しく制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものであっては、残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、かつ、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものであっては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準じるもの 4 てんかんによるものにあつては、ひんぱんに繰り返す発作又は知能障がいその他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、そのうちひとつ以上が中等度のもの 7 発達障がいによるものにあつては、その主症状が高度であり、その他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取が援助なしにはできない。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持は援助なしにはできない。 3 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買物は援助なしにはできない。 4 通院・服薬を必要とするが、規則的に行うことが援助なしにはできない。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない。 6 身の安全保持や危機的状況での適切な対応は援助なしにはできない。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会的活動への参加は援助なしにはできない。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）
3級 （精神障がいであって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 統合失調症によるものであっては、残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障がい、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの 2 気分（感情）障がいによるものにあつては、気分、意欲・行動及び思考の障がいの病相期があり、その症状は著しくはないが、これらが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの 3 非定型精神病によるものであっては、残遺状態又は病状が前記1. 2に準じるもの 4 てんかんによるものにあつては、発作又は知能障害その他の精神神経症状があるもの 5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの 6 器質性精神障がいによるものにあつては、記憶障がい、遂行機能障がい、注意障がい、社会的行動障がいのいずれかがあり、いずれも軽度のもの 7 発達障がいによるものにあつては、その主症状とその他の精神神経症状があるもの 8 その他の精神疾患によるものにあつては、上記の1～7に準ずるもの 	<ol style="list-style-type: none"> 1 調和のとれた適切な食事摂取は自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 2 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の清潔保持を自発的に行うことができるがなお援助を必要とする。 3 金銭管理能力や計画的で適切な買物は概ねできるがなお援助を必要とする。 4 規則的な通院・服薬は概ねできるがなお援助を必要とする。 5 家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは十分とはいえず不安定である。 6 身の安全保持や危機的状況での対応は概ね適切であるが、なお援助を必要とする。 7 社会的手続きや一般の公共施設の利用は概ねできるが、なお援助を必要とする。 8 社会情勢や趣味・娯楽に関心があり、文化的社会的活動にも参加するが、なお十分とはいえず援助を必要とする。 （上記1～8のうちいくつかに該当するもの）